

兵庫県公報

平成19年11月29日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓 令

○決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 1

訓 令

兵庫県訓令第9号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康生活部の部業務課の項局長専決事項の欄中47を49とし、34から46までを36から48までとし、同欄33中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同欄33を同欄35とし、同欄32中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同欄32を同欄34とし、同欄31中「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、「者に」の右に「温泉の保護その他」を加え、同欄31を同欄33とし、同欄30の次に次のように加える。

31 温泉法第6条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法人の合併又は分割について承認すること。

32 温泉法第7条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、相続人による事業の継続について承認すること。

別表第1県土整備部の部都市計画課の項知事決裁事項の欄中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加える。

3 都市計画法第5条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、準都市計画区域を指定し、変更し、又は廃止すること。

別表第1県土整備部の部都市計画課の項局長専決事項の欄2中「市町の」を削り、「同意する」を「ついで関係市町及び都市計画審議会の意見を聴く」に改め、同部まちづくり課の項知事決裁事項の欄中8を9とし、2から7までを3から8までとし、1の次に次のように加える。

2 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に依ること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。

別表第1県土整備部の部まちづくり課の項局長専決事項の欄11を次のように改める。

11 都市計画法第33条第6項の規定に基づき、市町の条例の制定に同意すること。

別表第1県土整備部の部まちづくり課の項局長専決事項の欄12中「第41条第1項」の右に「（同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄322中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同欄322の次に次のように加える。

322の2 温泉法第16条第1項の規定に基づき、法人の合併又は分割について承認すること。

322の3 温泉法第17条第1項の規定に基づき、相続人による事業の継続について承認すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄323中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、「揭示」の右に「又はその内容の変更」を加え、同欄324中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同欄325中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同欄326中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同欄326の2中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄327中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同欄328中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同表県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄33中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、「。以下「貸金業法」という。」を削り、同欄37の次に次のように加える。

37の2 貸金業法第12条の3第8項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修を受けさせた旨の届出を受理すること。

37の3 貸金業法第12条の3第9項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者の解任を勧告すること。

37の4 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。

37の5 貸金業法第24条の6の3の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄38中「第36条」を「第24条の6の4第1項」に、「貸金業者に対して」を「貸金業者の登録を取り消し、又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同欄38の次に次のように加える。

38の2 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄39中「第37条第1項」を「第24条の6の5第1項」に改め、同欄40中「第38条第1項」を「第24条の6の6第1項」に改め、同欄41中「第40条」を「第24条の6の7」に、「消除する」を「抹消する」に改め、同欄42中「第41条」を「第24条の6の8」に改め、同欄43中「第41条の2」を「第24条の6の9」に改め、同欄44中「第42条第1項又は第2項」を「第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）」に改め、「貸金業者」を「貸金業者等」に、「業務」を「業務等」に、「報告させ」を「報告若しくは資料の提出を命じ」に、「帳簿等の物件を検査し、若しくは関係者に質問させる」を「業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同欄44の次に次のように加える。

44の2 貸金業法第24条の6の11第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。

44の3 貸金業法第24条の6の11第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。

44の4 貸金業法第24条の6の11第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。

44の5 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。

別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄41中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、「除く。」の右に「42の2、」を加え、同欄42中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同欄42の次に次のように加える。

42の2 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に応ずること。

別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄49中「第41条第2項」を「第41条第2項ただし書（同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「許可する」を「許可し、又は当該建築について協議に応ずる」に改め、同欄52中「除く」の右に「。52の2において同じ」を加え、同欄52の次に次のように加える。

52の2 都市計画法第43条第3項の規定に基づき、国等が行う建築物等の新築、新設、改築及び用途の変更について協議に応ずること。

別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄55中「第47条」の右に「（同法第34条の2第2項において準用する場合を含

む。)」を加え、同欄58中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、同部土木事務所の項県民局長委任事項の欄271中「第32条」の右に「(同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条中決裁規程別表第1健康生活部の部の改正規定及び第2条中地方機関処務規程別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷^{きと}の部の改正規定は公布の日から、第1条中決裁規程別表第1県土整備部の部の改正規定及び第2条中地方機関処務規程別表第1県民局県土整備部の部の改正規定は同年11月30日から施行する。